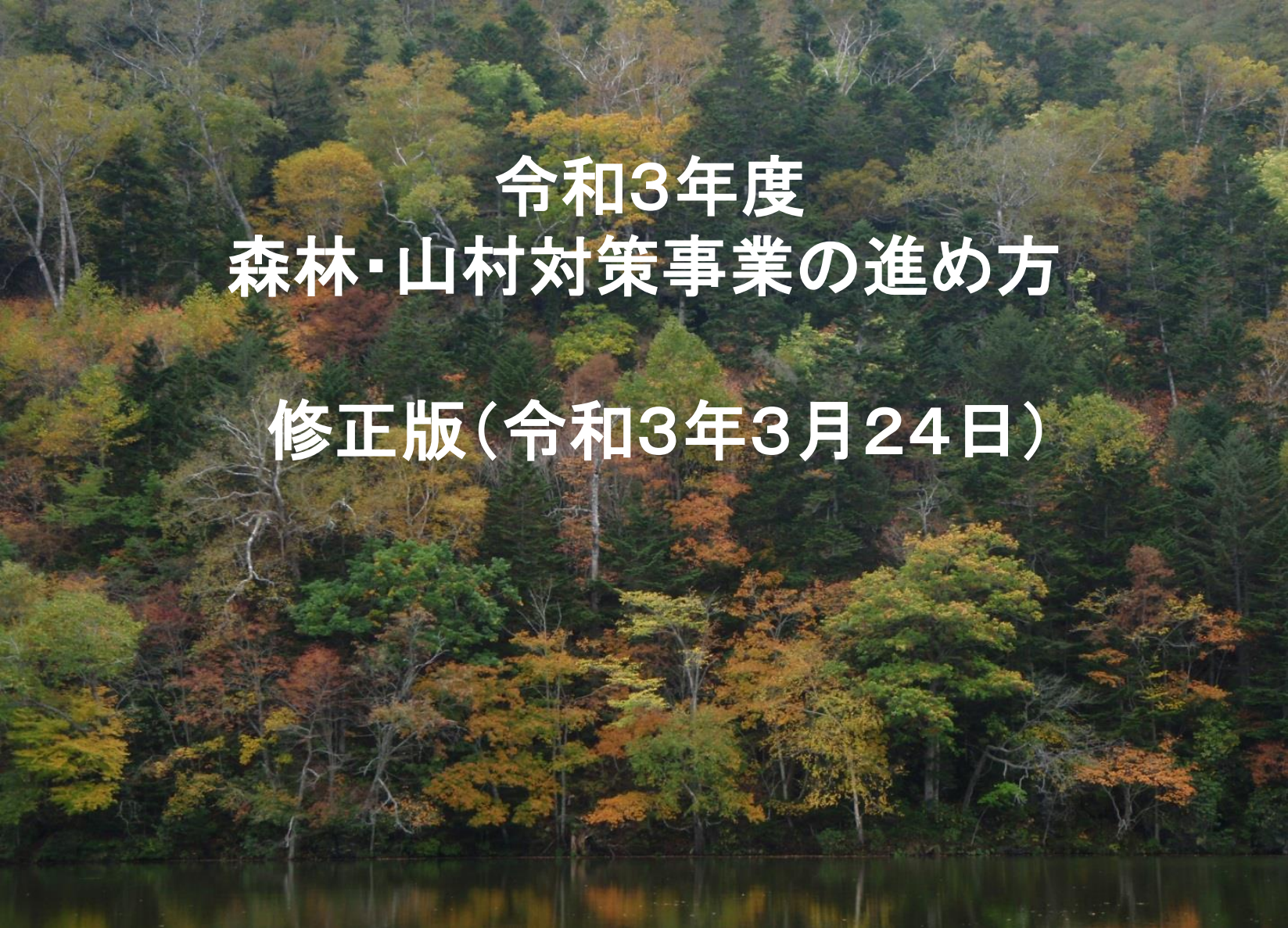




令和3年度 森林・山村対策事業の進め方

修正版(令和3年3月24日)

目 次

1. 令和3年度予算決定概要について
2. 事業の採択要件
3. 活動組織が実施可能な活動内容
4. 採択申請から完了までの流れ
5. その他活動の留意事項

1. 令和3年度予算決定概要について

●国の概算要求と概算決定の変更点

新規事業ではなく従来事業の継続とする(事業名も本年度と同様)

・令和3年度の主な変更点

①関係人口創出・維持タイプ(サイドメニュー)を新設

地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備等 5万円／年間(国交付額)

②資機材・施設の整備等

①で使用する移動式の簡易なトイレの賃借料 賃借料の1／3以内(国交付)

③交付単価を段階的に減額

地域環境保全タイプ(里山林保全)及び森林資源利用タイプは、
1年目12万円／ha、2年目11.5万円／ha、3年目11万円／ha(国交付単価)

④交付に当たっての地方負担

平成29年度から地方公共団体(都道府県、市町村)が一定の金額(1／4相当)を負担する取組を優先採択する仕組みを導入しているところであるが、令和3年度ではメリハリをつけるなどにより厳格な運用を実施する。

2. 事業の採択要件

(1) 対象森林

- 森林経営計画が策定されていない森林
- 樹木が生育している立木地だけでなく、長期間生育が可能な土地でも、農業委員会の非農地証明書の写しがあれば可能

(2) 活動組織の設立

■ 地域住民や地域外関係者(関係人口)等による3名以上で構成

- ・ 団体等の代表者も構成員に加入可能
- ・ 規約の制定、構成員の参加同意書が必要
- ・ 自己財源が必要(会費、その他の収入)

■ 必ず3カ年間、継続的な活動を実施すること

- ・ 地域環境保全タイプ(里山林保全)(最大12万円/ha)
12万円/ha(1年目)、11.5万円/ha(2年目)、11万円/ha(3年目)
- ・ 森林資源利用タイプ(最大12万円/ha)
12万円/ha(1年目)、11.5万円/ha(2年目)、11万円/ha(3年目)

(3) 協定書の締結

■ 森林所有者（構成員所有含む）
と3年以上の協定書を締結 ■

『森林・山村多面的機能発揮対策交付
金の実施に関する協定書（10号様式）』

- ・円滑に活動が実施できるよう、3力年間以上の活動計画を添付して締結すること

3. 活動組織で実施可能な活動内容 【メインメニュー①】

地域環境保全タイプ

森林の保全を目的に活動！

- 雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き
- 歩道・作業道の作設・改修、
- 地拵え、植栽、播種施肥、不要萌芽の除去
- 緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出
- 風倒木・枯損木の除去・集積・処理
- 土留め・鳥獣害防止柵等の設置
- 上記に記載した活動に必要な森林調査・見回り
- 機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習
- 活動結果のモニタリング（目標に対する評価）
- 傷害保険等

【メインメニュー②】

森林資源利用タイプ 資源の利用を目的に活動！

- 雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き
- 歩道・作業道の作設・改修
- 木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品のための未利用資源の伐採・搬出・加工
- 特用林産物の植付・播種・施肥・採集
- 上記に記載した活動に必要な森林調査・見回り
- 機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習
- 活動結果のモニタリング（目標に対する評価）
- 傷害保険等

■サブメニュー■

メインメニューを実施しないで、サブメニューのみを実施することはできません。

【サブメニュー①】森林機能強化タイプ

- 活動する森林エリア（メインメニュー内は実施不可）までの歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り

【サブメニュー②】

資機材・施設の整備等

●活動の実施に必要な機材や資材の購入及び賃借料に助成

- ・地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ又は森林機能強化タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置

対象：刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵、土留め用柵等構造物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建物）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機器、設置費等（汎用性のある物品は対象外）

- ・関係人口創出・維持タイプの活動で、使用する移動式の簡易なトイレの賃借

対象：移動式の簡易なトイレの設置に係る賃借料

資機材整備・施設設置の留意点

- ① 中古品の資機材等は、適正価格や機械の状態が不明確なため交付金の対象外です。
- ② 購入した機材は、個人所有とならないよう機械保管庫等で適切に管理保管する。
(ラベリング → ○○年度森林・山村交付金事業)
- ③ あずまや・休憩小屋・資機材保管庫を設置する場合、資材は資機材費として対象となるが、設置する際の人件費は交付金の対象外です。
- ④ 設置を含めて購入する場合は、設置費を含めた額が資機材費として対象です。

【サブメニュー③】

● 関係人口創出・維持タイプ

対象経費：地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れのための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等

- ①メインメニューと併せて実施（サイドメニューの単独実施不可）
- ②10名以上の地域外関係者が活動を年1回以上行う
- ③地域外関係者と活動前に綿密な打合せを行う
- ④採択申請書に地域外関係者の相手方を記載。

注1：上記①～④の全条件を満たさない場合は、交付金を交付しない。
(実績報告で①～④の要件を満たしていない場合、交付金返還)

注2：活動組織の構成員となっている(なった)地域外関係者は、関係人口創出・維持タイプの採択要件となる「地域外関係者」にカウントすることができる。

活動内容の選択

【メインメニュー】

- ①地域環境保全タイプ (12万円/ha (1年目)、11.5万円/ha (2年目)、11万円/ha (3年目))
- ②森林資源利用タイプ (12万円/ha (1年目)、11.5万円/ha (2年目)、11万円/ha (3年目))

・同じ場所で2タイプは実施不可！

・1期目の3年間同じ場所で、

例：1年目① → 2年目② → 3年目② 実施可

1年目② → 2年目① → 3年目① 実施不可

・2期目の4年目以降は、同じ場所・同じ内容での活動は実施不可！（例外 1期目の3年間に同じ場所で、①地域環境保全タイプを実施した場合、2期目に②森林資源利用タイプを実施可）

【サブメニュー】

①森林機能強化タイプ (m/800円)

②資機材及び施設の整備等

(購入額の2分の1、3分の1補助、賃借料の3分の1)

③関係人口創出・維持タイプ

地域外関係者(同一市町村外の者など)が参加する森林管理保全活動へのソフト経費を支援(5万円/年)

4. 採択申請から完了までの流れ

(1) 採択申請書(事前審査)の提出

申請書の提出期限等: 3月24日(水)～4月9日(金)
様式類は、申請に必要な書類(P16の番号1～12)

活動組織

- * 申請書の作成
- * 活動計画書の作成

紙で申請
(電子申請
不可)



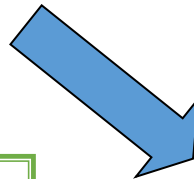
地域協議会

- * 採択要件の確認
- * 活動内容の審査

助言



相談
報告



意見照会



回答

道(森林室)

- * 指導・助言

市町村

- * 活動内容有効性の確認
- * 負担金の予算措置確認

■市町村への有効性の確認■

(回答用紙)

- 1 活動組織名 ○○○活動組織
- 2 活動内容 別添申請書のとおり
- 3 担当者の意見 (該当する項目の□に✓をお願いします)
□有効である
□有効性は認められない

■負担金予算措置の確認■

貴（市町村）が国の交付金と連携して一体的に補助を行う場合に、この活動組織に対して助成する意志の有無確認
(該当する項目の□に✓をお願いします)

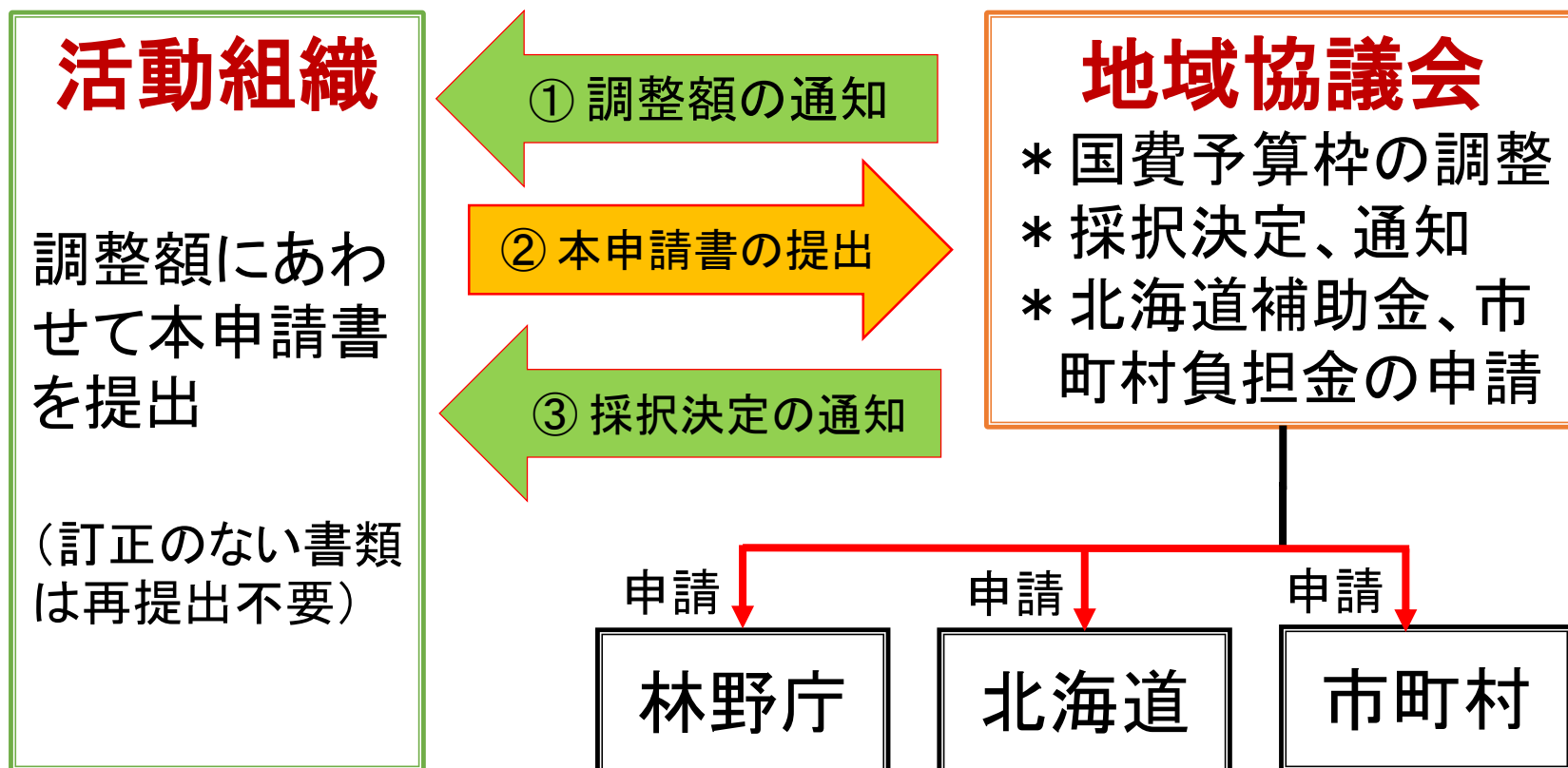
- 有 予算額 ○○○円 支払時期 月
□ 無

■申請書に必要な書類

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書
(様式第12号)
 2. 年度活動対象森林面積確認票(様式第12号)(別紙)
 3. 活動計画書(3カ年間)(様式第11号)
 4. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書
(様式第10号)
 5. 活動組織の規約 (様式第9号)
 6. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金採択決定前着手届
(様式第8号)
 7. 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範・林業)
 8. 機能強化タイプで取付道等を作設する場合、土地所有者の同意書
 9. 森林計画図、地積図
 10. 森林調査簿(最新版)、登記簿
 11. 資機材・施設の整備に関する見積書
 12. 長期間手入れが行われていない場合の現地写真(計画書貼付)
- * 申請に必要な様式は、地域協議会HPからダウンロードして使用してください。
 - * 記載例に従い作成してください。(不明な点は地域協議会へ問い合わせ！)
 - * 森林調査簿、森林計画図は、地元市町村・振興局森林室へ申請してください。

(2)採択申請書(本申請)の提出、採択決定

本申請の提出時期:4月9日(金)必着



■ 交付金等の支払い(予定) ■

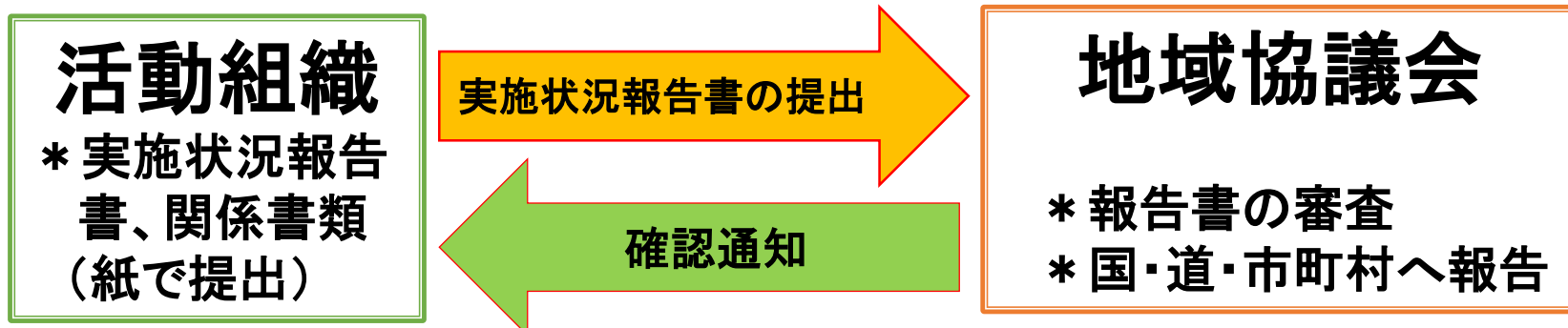
[国交付金の概算払予定時期]

- 第1回目：第1四半期(4月～ 6月)
 - 第2回目：第2四半期(7月～ 9月)
 - 第3回目：第3四半期(10月～12月) 10月頃
 - 第4回目：第4四半期(1月～ 2月) 1月頃
- } 7月頃

採択決定後、採択申請書の月別スケジュールにより「四半期毎」の必要額を決定し、概算払申請書を提出する。

(4)実施状況報告書(実績報告)の提出

期限: 令和4年2月26日(金)(期限を早める予定)



【実績報告に必要な書類】 (①～⑧は、HPからダウンロード)

- ① 活動記録簿(様式第16号)
- ② 作業写真整理帳(様式第16号別添1、2)
- ③ 金銭出納簿(様式第17号)
- ④ モニタリング結果報告書(様式第18号別紙)
- ⑤ 多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書(様式第19号)
- ⑥ 実施状況整理票(様式第19号)(別紙1)
- ⑦ 多面的機能発揮に対する効果チェックシート(様式第19号)(別紙2)
- ⑧ 森林機能強化タイプ延長確認票(実測値)
- ⑨ 活動実績報告書(別紙)
- ⑩ 預金通帳(写し)、領収書の(写し)

■ 活動の種類と交付金使途 ■

活動の種類		交付金使途
メインメニュー	・ 地域環境保全タイプ ・ 森林資源利用タイプ	人件費、燃料費、傷害保険、賃借料、ヘルメット、手袋、安全靴、なた・のこぎり、防護服、事務用品等の消耗品(資機材・施設の整備に掲げるものは除く)、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等
サブメニュー	・ 森林機能強化タイプ	
	・ 資機材・施設の整備等	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チッパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや(休憩や作業を行うための簡易小屋)、資材保管庫、移動式の簡易なトイレ、携帯型GPS機材、設置費等(汎用性のある物品等は対象外) 関係人口維持創出・タイプの活動で使用する移動式の簡易なトイレ(賃借料の1/3助成)
	・ 関係人口創出・維持タイプ	人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服の消耗品、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、印刷費等

■活動組織が必ず行わなければならない内容■

必ず行わなければならない内容	概 要
◎目標の設定とモニタリング成果の検証	・活動目標の設定（初年度の活動開始前に対象森林を調査し、数値目標を定める） ・毎年度、数値目標に対する達成度を調査し、活動成果を評価する。（HP、モニタリング調査の手引き参照）
◎活動記録簿等の整備・保管	・活動記録簿の整理、活動写真の撮影、金銭出納簿の整備、領収書の整理保管等（各様式により整理すること）
◎技能・安全研修等の実施	・森林施業技術研修、林業機械安全研修等の実施 ・年1回以上、活動エリア内で実施 ・構成員全員参加

■書類等の整備・保管（実績の取りまとめ）■

3カ年間の活動は、交付金の適正な運用、活動の証明写真が必要となるため、定められた各様式(HP)に従い整理し、地域協議会へ提出してください。

活動記録	実施日、参加人数、活動内容を整理
作業写真整理帳	活動毎の参加者全員による集合写真撮影、作業前・作業中・作業後の状況写真を撮影し、実施日、作業内容等を記載し、写真整理帳に整理する。
金銭出納簿	収入と支出が発生した各日毎に記帳する。 (収支は預金通帳と一致させ、支出に関する領収書の写しを添付)
モニタリング 結果報告書	活動の目標、活動実施前の標準地の状況、各年度毎の標準地状況を整理(状況写真貼付)
実施状況整理票	活動実績値、交付金等の収支総額を整理
効果チェックシート	活動組織の概要、活動の変化・成果の確認

■令和3年度採択申請(事前審査)の受付■

採択申請(事前審査)書の受付期間

3月24日(水)～4月9日(木)17:00

注:受付(土・日祝日は除く)は、受理しません。

活動組織にメールで連絡するので、アドレスを正確に記載。

【採択決定までのスケジュール】

- ・4月頃 「活動の有効性」について市町村に意見照会
- ・4月頃 採択調整額の通知(地域協議会→活動組織)
- ・4月頃 本申請書の提出(活動組織→地域協議会)
- ・6月頃 採択決定通知(地域協議会→活動組織)

採択以前に活動を着手する活動組織は、必ず「採択決定前着手届(様式第8号)」を提出してください。

5. その他活動の留意事項

■ 傷害保険の加入

森林や野外で活動する団体のための保険に必ず加入！

①【グリーンボランティア保険】

- ・問合せ先『NPO法人森づくりフォーラム』
- ・連絡先 電話 03-3868-9535
FAX 03-3868-9536

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

②【スポーツ安全保険】

- ・問合せ先『公益財団法人スポーツ安全協会北海道支部』
- ・連絡先 電話 011-820-1709

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

③【総合生活保険(傷害保証)】

- ・問合せ先『株式会社東海日動パートナーズ北海道札幌支店』
- ・連絡先 電話 011-232-0701 FAX011-232-0702

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

■ 日当の単価設定

- ・活動組織で常識的な範囲で単価設定を行ってください。
～最低賃金以上、技術者単価を参考～
(時間あたり@、半日あたり@、1日あたり@設定)
- ・取り決めた日当単価は、書類に整理し、管理保管してください。
- ・活動組織の構成員以外も、日当の支払いは可能です。
- ・日当の受領者から、領収書は必要です。
～活動への出役者、活動時間が分かる出役簿作成～

■ 伐採届出書の提出(間伐、主伐の場合)

- ・森林計画区域内で伐採を行う場合は、「伐採及び伐採後の造林届出書」を市町村へ提出しなければなりません。
(伐採開始日の90～30日前)に、必ず所定の手続きをしてください。市町村又は(総合)振興局にお問い合わせください。

■ 保安林

- ・保安林に指定されている場合は、伐採許可等の手続きが必要となりますので、(総合)振興局林務課にお問い合わせください。

■旅費の対象となるもの

- ・構成員又は構成員以外の交通費
- ・地域協議会が主催する「モニタリング説明会」、「チェーンソー・刈払機安全研修会（伝達研修を行う場合のみ）」の参加旅費
- ・「活動事例報告会・制度説明会」の参加旅費は対象にならないので、ご注意ください。
- ・搬出材を加工場まで運搬に要する交通費（道内に限る、高速料金は対象外）

■巡回指導及び審査の実施

- ・地域協議会では巡回指導を兼ね、現地及び書類審査を行っていますので、その際はご協力ください。

■預金口座の開設、区分経理

- ・預金口座は、個人名義は避け、活動組織名で開設してください。
- ・他の団体等からの寄附や補助金がある場合は、交付金とは別に区分経理を行ってください。

■活動対象地の作業

- ・対象森林内は必ず、計画の下記作業等を行ってください。
(つる切り、除伐、笹刈り、枯損木等の処理など)
- ・不実行の箇所が生じないように、まんべんなく作業を実施してください。

■モニタリング調査地の設定

- ・モニタリングは、毎年度、数値目標の達成度を調査し、活動の成果を評価するものです。
- ・3年間の継続調査のため、モニタリング調査地には必ず標識又は標板を設置してください。

■交付金の対象とならないもの

- ・作業服、防寒着、長靴、デジカメ類、パソコン類、ドローン、軽トラック、製材用機材、加工用機材、発電機、ペレット製造器、ブリケット製造器、ボイラー、目立て機、携帯電話、井戸掘りなどなど
- ・食糧費
- ・銀行等の振込手数料
- ・資格取得のための受講料、受験料
- ・チェーンソー、刈払機の修繕料（軽微な部品交換は可能）
- ・リース機械の修繕料

活動中は安全装備は必ず着用！



ご静聴ありがとうございました 2020/10/05